

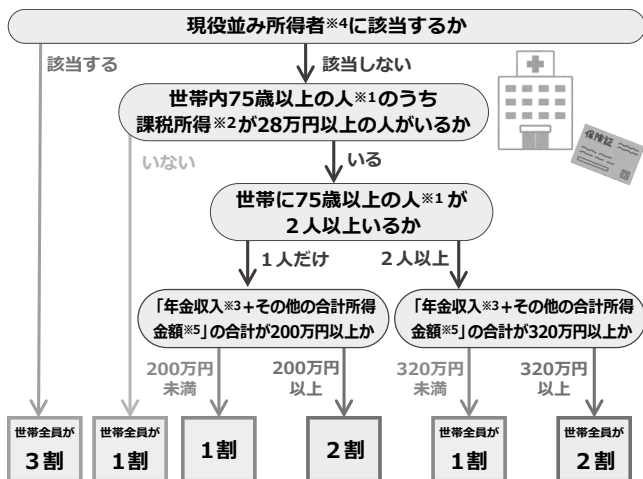
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

◆一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)の医療費の窓口負担割合が変わります

2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。1回目(有効期限:令和4年8月1日~令和4年9月30日)は7月下旬ごろに、2回目(有効期限:令和4年10月1日~令和5年7月31日)は9月下旬ごろに被保険者証を送ります。

◆窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に下記の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは75歳以上の人^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに、令和4年7月頃から判定が可能になります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは…75歳以上の人(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
- ※2 「課税所得」とは…住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

不妊・不育治療費の一部を助成します ~1年度につき上限5万円~

市では、不妊・不育治療費用の一部助成を行っています。令和3年度より、所得制限の撤廃など、対象となる人を拡大しました。

対象となる人や治療の内容など、詳細はお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受けた治療費用の助成については、4月8日(金)までに申請してください。

問合せ=保健センター「さんて郡山」(☎58-3333)

3月26日(土)・4月3日(日)に 市役所の一部の窓口を開けます

3月・4月の一部の土・日曜日に住民票の写しなど各種証明書の発行や、転出入などの届出・関連手続きのための窓口業務を行います。

開庁日時=3月26日(土)・4月3日(日)

各日8時30分~12時

業務を行う窓口=市役所本庁の下記の各窓口のみ

市民課(内線312)、保険年金課(内線323・324)、税務課(内線272・273)、子育て支援課(内線522)、学校教育課(内線724)、介護福祉課(内線516)、地域包括ケア推進課(内線584)、厚生福祉課(障害福祉課)(内線535)

※詳細は、つながり3月1日号をご確認ください。

※当日取り扱う業務に関する問合せは、各担当課へお願いします。

就学にともなう乳幼児医療費 受給資格証の切り替えについて

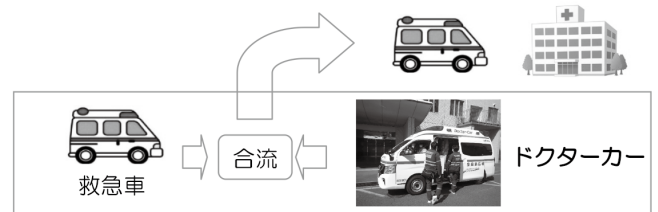
令和4年4月より小学生になる子どもの乳幼児医療費受給資格証の有効期限は、令和4年3月31日までとなっています。4月以降の医療費受給資格証は、子ども医療費受給資格証へ切り替えとなります。

対象の人には2月下旬に手続きの案内をお送りしています。まだ申請書を提出されていない人は、至急お手続きください。

提出が遅れると、新しい受給資格証の交付が遅れ、別途手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

問合せ=保険年金課 医療係(内線327・328)

1分1秒でも早く患者さんのもとへ 走る! ドクターカー



奈良県広域消防組合は、奈良県立医科大学附属病院と協同し、通報内容から医師、看護師と救急隊員が患者のもとへ駆けつけるドクターカーを運用・運行しています。

問合せ=奈良県広域消防組合 警防部 救急課 (☎0744-26-0116)